

高齢者運転免許卒業者優遇店登録協定書

香川県（以下「甲」という。）と高齢者運転免許卒業者優遇店の登録を受けた者（以下「乙」という。）とは、香川県内に居住する運転免許証を自主返納した65歳以上の高齢者及び運転免許の有効期限が切れた65歳以上の高齢者等（以下「卒業高齢者」という。）に対する特典（サービス）の提供について、香川県高齢者運転免許卒業者支援事業実施要領（以下「要領」という。）のほか、次のとおり合意し、協力して効果ある実施に努めるものとする。

記

（趣旨）

第1条 この協定は、甲が乙の事業所（支店（店舗）等を含む。）を高齢者運転免許卒業者優遇店として登録し、乙は卒業高齢者が運転経歴証明書又は高齢者運転免許卒業カードを提示等した場合に卒業高齢者等に各種割引等の特典（サービス）を提供するため、必要な事項を定めるものとする。

（登録証とステッカーの掲示等）

第2条 乙は、甲から交付を受けた登録証及びステッカーを、事業所（店舗）内の来店者からよく見える場所に掲示するとともに、従業員に卒業高齢者等に対する特典（サービス）を周知徹底するものとする。

（優遇店の広報）

第3条 甲は、乙が卒業高齢者等に対して提供する特典（サービス）の内容等を香川県ホームページ及びリーフレットに掲載するものとする。

（特典（サービス）の拡大）

第4条 甲は、乙が要領第3条の規定を遵守することを前提に、乙の責任において、家族等の同伴者への特典（サービス）の拡大、対象品目や割引率の拡大など、卒業高齢者へのサービスの向上につながる行為を妨げない。なお、この場合、乙は要領第6条第1項の規定により登録変更届を提出するものとする。

（個人情報の保護）

第5条 乙は、要領及び本協定による事業の実施に当たって知り得た個人情報を外部に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。本協定がその効力を失った後においても同様とする。

（卒業高齢者等との紛議解決）

第6条 乙は、卒業高齢者等に対する特典（サービス）の内容を適正に実施し、卒業高齢者等との間で紛議が発生しないように努めなければならない。

2 乙は、卒業高齢者等との間で紛議が発生したときは両者間で解決を図るものとする。

（高齢者交通安全対策事業への協力）

第7条 乙は、事業所（店舗）や同敷地内へのポスターの掲出に協力するなど、甲や関係機関等が行う交通安全活動に可能な限り協力するものとする。

(協定の有効期限)

第8条 本協定の有効期限は、協定締結の期日から1年間とする。ただし、期間満了の1か月前までに甲、乙いずれからも異議の申出がないときは、1年間の自動更新がなされるものとし、以後同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、要領第7条第2項の規定により甲が乙の登録抹消届を受理したとき又は、要領第8条第1項の規定により甲が乙の登録を取り消したときは、本協定はその効力を失う。

(本協定に定めのない事項)

第9条 本協定に定めのない事項については、必要に応じて甲乙が協議決定するものとする。

以上の合意を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

年 月 日

甲 所在地 高松市番町四丁目1番10号
香川県
香川県知事 浜田 恵造 印

乙 所在地
氏名 印
(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)